

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方の財産管理や法律的な手続きなどを、後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人など）が支援する制度です。

後見人等は、ご本人の気持ちを尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮し、その人らしく安心して暮らせるように支援します。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に分けられます。

法定後見制度

すでに判断能力が低下し、生活に支障が生じた時に、ご本人やご家族の方などが、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所から選任された後見人等が、ご本人に代わって、法律行為などを行う制度です。

任意後見制度

将来、自分自身の判断能力が不十分になった時に備えて、支援してもらいたい内容をあらかじめ決めておき、支援してくれる人（任意後見人）と公正証書で契約する制度です。

知っていますか？

し みん こう けん にん

市民後見人



問合せ先

 静岡市

市民後見人とは？

ご本人の親族でなく、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職でもない、地域に住む一般市民による後見人です。

この市民後見人として活動するためには、市が主催する市民後見人養成研修を修了することなどの要件が必要となります。

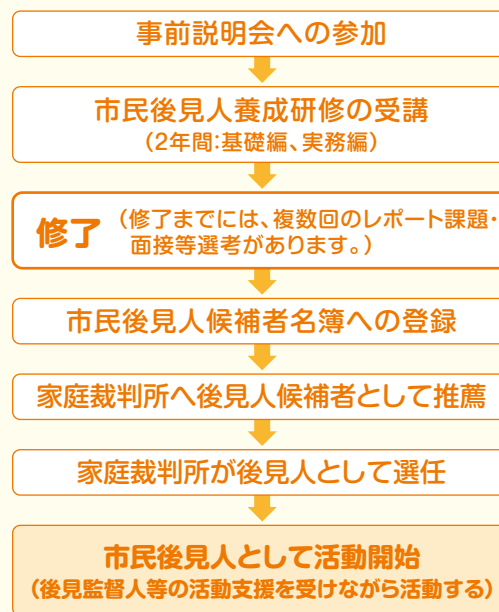
なぜ市民後見人が必要なの？

成年後見制度を利用する方は年々増えています。そこで、期待されているのが、市民後見人です。ご本人にとって、専門職よりも身近な存在である市民後見人は、住民目線で、ご本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができるという強みがあります。



どうすれば市民後見人になれるの？（静岡市の場合）

市が主催する市民後見人養成研修の修了により、市民後見人候補者名簿に登録されます。この候補者から、家庭裁判所が選任し、市民後見人としての活動が始まります。



※静岡市では平成30年度から市民後見人養成研修を実施しています。各市町で研修期間・研修内容は異なります。

資格をもっていなくても、市民後見人になれるか？

資格は必要ありません。

市が実施する市民後見人養成研修を通じて、成年後見に関する一定の知識や態度などを学習していただきます（上段の表をご参照ください）。

ご本人に寄り添い、ご本人が安心して暮らせる地域づくりに貢献していきたいという気持ちが大切です。

